

# 唐津市等沖洋上ウインドファーム景観等影響シミュレーション業務委託仕様書

## 1 業務名

唐津市等沖洋上ウインドファーム景観等影響シミュレーション業務

## 2 目的

佐賀県(以下、「県」という。)では、再エネ海域利用法に基づく唐津市等沖への洋上風力発電事業の誘致の取組において、これまでにゾーニング調査等により「誘致の可能性のある海域(以下、「有望な海域」という。))を整理するとともに、当該海域の周辺住民を対象に説明会を開催する等、地元関係者の理解を得るための取組を開始している。

本業務では、洋上ウインドファーム誘致に伴う景観等への影響についてシミュレーション分析等を行うことで、地元関係者等の理解促進に資することを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) フォトモンタージュの作製

浜野浦の柵田展望台(玄海町)を起点とした有望海域における洋上ウインドファームのフォトモンタージュを9パターン以上、また、番所の辻(唐津市馬渡島)を起点とするフォトモンタージュを2パターン以上作製すること。

#### <設定する仕様条件>

洋上風力発電設備の定格出力、浜野浦の柵田からの離隔距離及び設置レイアウトを有望海域内で変化させ、見え方の違いが比較できるようにパターンを工夫して作製すること。

背景に利用する起点のイメージ写真については、季節、イベント等の景勝地のイメージに配慮するとともに、必要に応じて、現地調査を実施するなど著作権上の問題が生じない画像を使用すること。

フォトモンタージュ作製の検討段階で、候補となる複数のイメージの比較ができること。

作製するフォトモンタージュは、下記を要件とする印刷物及び電子データとする。

- ・パターン毎のサイズ A 1 及び A 3
- ・紙品質 写真印画紙以上の品質
- ・解像度等の品質は、A 1 印刷物及びプロジェクターによるスクリーン投影による住民説明を想定したものであること。

### (2) 洋上ウインドファーム検討マップの作製

有望海域における様々な風力発電設備の配置等を視覚的に検討するためのマップ(以下、「検討マップ」という。)を作製すること。

#### <設定する仕様条件>

検討マップの材質・機能等

- ア 材質はマグネットシート又は同等品
- イ 関係者との協議において使用を想定しており、水平面設置及び、マグネット等によるホワイトボード等への着脱による垂直面設置での利用が可能であること。
- ウ 車両等による持ち運び時の利便性を考慮すること。
- エ 風車模型の着脱が可能であること。

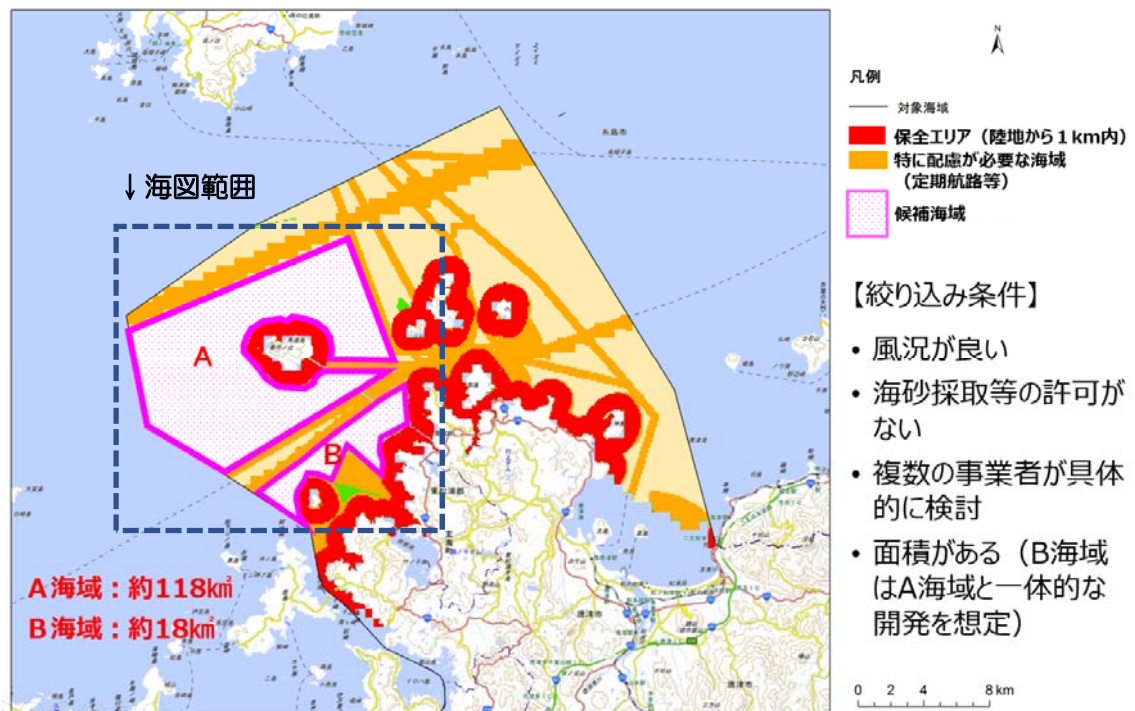
検討マップに記載する海域図範囲は、下記の佐賀県の有望な海域（A海域（馬渡島周辺）、B海域（玄海町北西海域））を含む海域図範囲を目安とすること。

検討マップ上に配置する風車模型（10～12MW / 基程度）は、マグネット等により着脱可能とし、マップスケールに準じたサイズ（実用性を考慮したサイズ可）とする。作製数は70基。また、風車模型の配置にあたっては、距離感がイメージできること。

#### < 海域図範囲の前提条件 >

##### ア 有望な海域

下図のA海域及びB海域とする。



##### イ 海域図範囲

上図の破線内を目安とする。

#### （3）有望な海域の位置情報図（精査版）の作成

現状の有望な海域について、県が事業性の確認及び関係者（漁業者等）との調整等を実施することで整理した情報をもとに、座標情報（GIS）を修正し、有望な海域の位置情報図（精査版）を作成すること。

#### < 設定する仕様条件 >

作成にあたっては、県が過年度に実施した次の調査結果の利用を可能とする。(調査結果は貸与等により県が提供)

- ・佐賀県玄海灘沖洋上風力発電等ゾーニング手法検討のための事前調査業務(平成29年度)
- ・唐津市等沖洋上風力発電事業に係るゾーニング調査(平成30年度)
- ・洋上風力発電に係る候補海域(4海域)座標の海図標記作業(令和2年度)

#### (4) 県との打ち合わせ・協議

本業務の実施にあたっては、業務着手時、中間時、業務完了時の3回以上、県内における直接面談を基本として打ち合わせ・協議を実施すること。

なお、感染症予防等の必要に応じ、Web会議等により実施するものとする。

打合せ後は速やかに議事録を作成し、県へ共有すること。

必要に応じて、県と関係者との協議にも参加すること。

なお、感染症予防等の必要に応じ、Web会議等により参加するものとする。

#### (5) 業務報告書等の作成

本業務の検討結果を取りまとめた報告書等を作成すること。

詳細は「6 成果品及び納入条件」に示すとおり。

#### 4 実施期間

契約締結日から令和3年3月10日(水)まで

#### 5 貸与資料と使用制限

本業務を実施するにあたって、県は必要に応じて関係資料を受託者に貸与するものとする。

受託者は、県より貸与された資料について責任を持ってこれを管理し、汚損、被害等の無きよう取扱いには万全の注意を払わなければならない。

受託者は、貸与された資料の取扱い及び保管については慎重を期して行い、業務上必要であっても県の承諾なくして複写・複製してはならない。

受託者は、委託業務終了後、速やかに貸与資料を県に返却しなければならない。

#### 6 成果品及び納入条件

##### (1) 業務報告書

A4両面により製本されたものを2部(正・副)以上。

県によるテキストデータ等の二次利用のためのコピー等が可能なPDFファイルを保存したCD-R等を2枚。

収集資料及び打合せ協議簿も併せて添付すること。

( 2 ) フォトモンタージュ

印刷物

パターン毎のカラー写真 A 1 及び A 3 各 1 枚 ( 持ち運び時の破損防止を考慮すること )  
県によるプロジェクターによるスクリーン投影及びテキストデータ等の二次利用のための  
コピー等が可能な電子データを保存した CD-R 等を 2 枚 ( 業務報告書成果品 CD-R 等への保存  
納入可能 )

( 3 ) 検討マップ 一式

( 4 ) 成果品の帰属

本業務の成果品については、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なくして、これ  
を複製、貸与、流用ならびに廃棄してはならない。また、受託者が成果品に有する著作権・人格  
権を有する場合においても県及び指定の者に対してこれを行使しないものとする。

( 5 ) 成果品の補足・修正

本業務完了後、県が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇  
所が発見された場合は、受託者は県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施する  
こととする。

( 6 ) 二次利用承諾書

受託者は県による業務報告書及び検討マップの二次利用を承諾することとし、県に承諾書  
を提出すること。

収益を伴う二次利用以外に制限を付する必要があるときは、事前に利用条件を県と協議し  
た上で、利用条件を明記すること。

( 7 ) その他

県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に  
応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利  
用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に県に協議するこ  
と。

7 納品場所

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号  
佐賀県産業労働部新エネルギー産業課

## 8 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受託者は、本業務を履行する上で取得もしくは保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

## 9 再委託の禁止

受託者は、受託業務の全部または一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ業務の一部を請け負わせることについて県の承認を受けたときはこの限りではない。

この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、県に報告し、及び承認を得なければならない。

第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負わなければならない。

## 10 その他

事業の実施に際しては、地域関係者との信頼関係構築に最大限務めること。また、県との意思疎通を十分に図ること。

受託者は、本委託業務を実施する際は関係法令等を遵守し、関係機関に対する手続きが必要な場合は適切に対応すること。

本業務の完了は、県による完了検査に合格したものををもって完了とする。

本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。

本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方にて協議の上、定めるものとする。